



(一 関)

特別史跡無量光院跡は平泉町の中心市街地の北側に位置し、JR東北本線平泉駅の北側約六五〇mにあたる。指定地の西際をJR東北本線が縦断し、土塁の一部を破壊している。今回報告する木簡が出土した第四次調査区は、特別史跡無量光院跡をめぐる土塁の北西角に位置しており、旧奥州道中により土塁が削平されたと考えられる現地表面と北側の低地である猫間が淵

岩手・無量光院跡

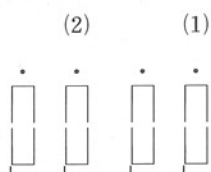
- 1 所在地 岩手県西磐井郡平泉町平泉字柳御所
- 2 調査期間 第四次調査 一九九四年(平6) 一二月
- 3 発掘機関 平泉町教育委員会
- 4 調査担当者 八重樫忠郎
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 一二世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

とは、約3mの高低差がある。調査区では土塁版築、整地層、溝、畝状遺構、土坑、井戸状遺構を検出した。出土遺物はかわらけ(細片が多く、遺存度四割以上のかわけは九点のみ)、国産陶器五点、輸入陶磁器三点で、陶磁器類の量は少ない。

木簡が出土したのは、井戸状遺構である。そこからは籌木が出土したが、その全体数は二一〇点で、そのうち一五二点が完形である。折敷を転用した籌木が多数を占めるが、竹製の籌木が一二一点含まれる。木製の籌木は、転用折敷を割ったまま無調整のものと側面や端部を調整するものがあるが、前者が大半である。側面調整を有するものは四四点(内八点は端部調整も行なう)、端部調整を行なうものは七〇点(内八点は側面調整も行なう)である。

籌木の中で墨書が認められるものが七点ある。墨書が明瞭なものは(2)(4)(5)の三点で、(1)(3)(6)(7)の四点は不明瞭である。いずれも上下や文字は不明である。

8 木簡の积文・内容



(147) × (10) × 2 061

(160) × (9) × 3 061



(119) × (9) × 2 061



281 × (20) × 2 061



(217) × (15) × 3 061



(135) × (8) × 4 061



(122) × (8) × 5 061

(1)(2)(3)は、細長く薄い板材の両脇を割ったもので、一端が折れる。(4)は、細長く薄い板材の両脇を割ったもので、一方の先端が半月状をなす。刀状の形代か。完形で両面に墨書あり。(5)(6)は、細長く薄い板材の両脇を割ったもので、一端が折れる。(7)は、細長く薄い板材の両脇を割ったもので、両端が折れる。幅と比べてやや厚みがあり棒状を呈する。

9 関係文献

平泉町教育委員会『平泉遺跡群発掘調査報告書』四七
(一九九五年)
(菅原計二)

